資料５

議題４　うぬま第二幼稚園の認定こども園への移行について

うぬま第二幼稚園（学校法人杉山学園）から施設類型の変更（未移行幼稚園から幼稚園型認定こども園）を希望する旨の申し出を受けました。

つきましては、その利用定員の設定にあたり、子ども・子育て支援法第３１条第２項の規定に基づき、各務原市子ども・子育て会議の意見を伺います。

子ども・子育て支援法第３１条第２項

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

１．施設の概要

設置者	法人名	学校法人杉山学園
	住所	岐阜市村里町２２
	代表者	理事長　杉山　令憲
施　設	施設名	うぬま第二幼稚園
	住所	各務原市鵜沼羽場町１丁目６８番地
	施設種類	未移行幼稚園
沿　革	昭和 47 年　幼稚園として認可 昭和 59 年　現所在地へ新築移転	

２．変更理由

①0～2 歳児（＝3 号認定子ども）も受け入れることで、兄弟での通園がしやすくなる等のメリットが想定される

②現在の園児にも新２号認定こども（＝市から保育認定を受けて預かり保育料無償化を受ける児童）が在園しており、保育の必要性が認められる児童（認定こども園の２号認定こどもに相当する児童）が一定数存在している（令和６年９月時点で７２人）

以上のことから認定こども園への変更を検討する。

３．変更内容　　（認定こども園への移行は令和７年４月１日）

<table>
<tr><td>施設種類</td><td colspan="7">（変更前）　未移行幼稚園　　⇒　（変更後）　幼稚園型認定こども園</td></tr>
<tr><td>施設名</td><td colspan="7">（変更前）　うぬま第二幼稚園　　⇒　（変更後）　仮称：認定こども園うぬま第二幼稚園</td></tr>
<tr><td rowspan="5">利用定員</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">１号</td><td rowspan="2">２号</td><td colspan="3">３号</td><td rowspan="2">２・３号</td><td rowspan="2">合計</td></tr>
<tr><td>０歳</td><td>１・２歳</td><td>小計</td></tr>
<tr><td>変更前</td><td>４５５</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>４５５</td></tr>
<tr><td>変更後</td><td>８６</td><td>６６</td><td>３</td><td>２１</td><td>２４</td><td>９０</td><td>１７６</td></tr>
<tr><td>増減</td><td>▲３６９</td><td>６６</td><td>３</td><td>２１</td><td>２４</td><td>９０</td><td>▲２７９</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="7">令和６年度中に乳児室や未満児用トイレ等の施設整備を行う</td></tr>
</table>